

【講演会資料】

問題の所在はどこか？ L/G/B/Tsの子どもたちが問いかけるもの

藤田尚志、土肥いつき

イントロダクション

ここ数年来、教育と研究の有機的結合を目指して、九州産業大学国際文化学部藤田ゼミは、学生たちと共に「愛・性・家族の哲学」の探究に取り組んでいる。今年度（2022年度）は、LGBTQを取り上げることになった。藤田ゼミと横断的な研究フェスティバルである「マキコミヤ」との連動企画として、以下の三つのイベントを開催した。

- ① 7月16日（土）14：00-16：00 「あなたの“性”とは？セクシュアリティについて考える」

ゲスト：池袋真（女性医療クリニックLUNA トランスジェンダー外来担当医）

- ② 7月20日（水）17:30-19:30 「札幌から福岡へ～LGBTQと社会」

ゲスト：さっぽろレインボープライド実行委員会有志

- ③ 7月21日（木）17：30-19：30 「土肥いつきさんと語る若者のトランスジェンダーの悩み」

ゲスト：土肥いつきさん（トランスジェンダー生徒交流会世話人）

以下に読まれるのは③の講演記録に加筆したものである。①については来年度（2023年度）の公開を予定している。（藤田尚志）

問題の所在はどこか？ L/G/B/Tsの子どもたちが問いかけるもの

土肥いつき

1. はじめに —セクシュアリティとは？—

みなさんはじめまして。京都からまいりました土肥いつきと申します。よろしくお願ひします。

私は京都の公立高校で教員をしていますが、それ以外にトランスジェンダーの子どもたちが集まる交流会の世話人もしています。また、いろいろ思うところがあって、現在、大阪府立大

学大学院の博士後期課程で研究し、2021年に修了しました。研究テーマはトランスジェンダーと学校です。今日は交流会や研究の中で考えたことをお話ししたいと思います。

今日の話は「性」にかかわる話になりますが、みなさん、性というとどんなイメージをお持ちでしょうか。先程言いましたように、私は京都の公立高校で教員をしています。例えば、学校のネットで「世界・性の健康学会」のサイトを見に行くと、アクセス制限がかかります。なぜなら、URLが「<http://www.worldsexology.org/>」でして、その中に「sex」が入っているからです。どうやら教育委員会は、性に関する国際的な学会はアクセスすべきものではないと考えているようです。

ただ、例えばみなさんがご自分の人生を振り返った時に、そこから「女性」というキーワード抜きに人生を語れるかということです。あるいは、ご自分の生活を振り返った時に、そこから「男性」というキーワード抜きに生活を語れるかということです。きっとそれは不可能ですよ。実は私たちは、誰もが性と一緒に生きているわけです。そういう意味で、最初に押さえておきたいのは、性というのは誰か一部のマイノリティーの人のものなのではなく、ここにいる私たちひとりひとりが性の当事者だということです。

とはいえ、世の中男と女しかいないわけですよ。男には男の人生があって、女には女の人生がある。確かに同じ人間だけど、価値感も違ってなかなかわかりあえない。そんな感じじゃないでしょうか。

ただ、性に関する研究、性科学とかセクソロジーっていいですけど、そういうのをしている人たちは人間の性は単純に女男の二つで考えるのではなく、いくつかの要素に分けて考えましょうと言われておられます。それを図示したのが図1です。人によっては要素は3つとか、

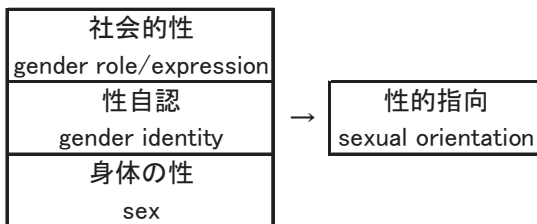


図1 性の4つの要素

5つ必要とかいろいろな意見がありますが、ここでは、とりあえず4つの要素で考えます。ひとつひとつ説明していきます。

まず左の一番下ですね。「身体の性 (sex)」です。要は身体の形が女の形をしているか男の形をしているか。従来は、

身体の形が女なら女、男なら男と言われてました。ただ最近、それとは別個に、その上ですね。「性自認」というのがあると言われてます。英語で言うと「gender identity」です。「性同一性」と訳す人もいます。さらにその上です。「社会の性」です。英語では「gender role / gender expression」とあります。つまり、社会的な性役割あるいは性表現ということですね。これを少し説明します。例えばみなさん私を見ていただいて身体の形わかりますか？具体的に

は性器の形です。わかりませんよね。一応隠しています。というか、日常的にすっぽんぽんで生活する人はいませんよね。つまり、私たちはお互いに相手の身体の形を知らないんです。例えば、お店に行ったら店員さんが名札をつけてますよね。あの名札に「私は自分のことを女と思っています」とか書いてあるの見たことありますか？ないですよ。つまり、私たちはお互いに相手が自分のことをどう思っているか知らないんです。でも、見た瞬間にわかりますよね。あ、女の人男の人。たまにいますよね。どちらかわからない人。そしたら、やたら気になるじゃないですか。そんなのほっとけばいいのに気になりますよね。なぜかというと、私たちの社会には人間は女か男かどちらかに分類できる。そしてそれは、いちいち手がかりを探さなくても見た瞬間にわかるものだという規範があるのです。そしてそのような規範があるからこそ、私たちは円滑に社会生活が営めるんです。これが「社会的性」です。確かに、私たち人間は動物です。が、社会的な動物なんです。ですから、この「社会的性」というのは、私たちが人間である限りとても大切な要素となります。これらの3つの要素を持った人が、どんな人を好きになるのかというのが4つめの要素になります。「性的指向」と言います。英語では「sexual orientation」です。「指向」は嗜好品の「嗜好」ではなく、「指を向ける」という字を使います。

これら4つの要素が単純に女／男に二分されたとしても全部で16通りあります。さらに、性的指向の対象も単純に女／男ではなく、こちらも「身体の性」「性自認」「社会的性」を持ちますから、全部で何通りかと言いますと、2の6乗ですから64通りになります。ちなみに私は数学の教員です。性というのはそれぐらい多様なんだということです。

2. セクシュアリティのバリエーションを知るために

2.1. 非典型的なセクシュアリティ

今それぞれの要素を単純に二分して考えましたが、実際にはそうではありません。それぞれの要素もさまざまなバリエーションがあります。

まずは「身体の性」のバリエーションです。ただ例えば、「自分の身体は女の形だ」と思っている方がおられるとして、女オブザ女の身体って存在するかということと存在しないですよ。 「自分の身体は男の形だ」と思っている方がおられるとして、「ペニスの長さが8cm未満だと男として認められない」と言われると困る人もいますよね。実は人間の身体は多様なんです。それをどちらかに振り分けないといけないので、誰かがどこかで線引きをするんです。その線引きは人間が設定したもので、当然その線引きから外れる人がいて当たり前です。このような線引きの外、つまり、非典型とされる身体を持つ人のことを「インターセックス」あるいは

は「性分化疾患」などと言います。英語では「Disorders of sex development」です。ただ、当事者の中には「疾患じゃない」という方もおられて、「Difference of Sex Development (身体の性のさまざまな発達)」という方もおられます。なお、DSDsの方が、ご自分のことをどう思っておられるかですね。もちろん、インターセックスにアイデンティティーを求める方もおられます。が、多くの方は自分のことを「女／男」と思っておられます。つまり、「私、女です。が、典型から外れた身体と言われています」ということですね。

次に、身体の性・性自認・社会的性の関係の問題です。これも、これらの要素が2択でない場合、3つが一直線な人は稀なんじゃないかと思います。が、これらが大幅に食い違っている人がトランスジェンダーになります。

次に、好きになる相手の性別のバリエーションです。同性・異性という時、基準になる自分の性別は性自認に置きます。まず、自分のことを女とっていて男を好きになる人、あるいは、自分のこと男とっていて女を好きになる人、こういう人たちを私たちは「異性愛者」と呼んでいます。異性を好きな人が「普通」なわけじゃなくて、それもひとつのバリエーションです。それに対して、自分のことを女とっていて女を好きになる人を「レズビアン」、自分のことを男とっていて男を好きになる人を「ゲイ」と呼びます。あるいは、男女はいつでもよくて、例えば「背が高いことが好き」というのが「バイセクシュアル」です。さらに、「好きになった人が好き」が「パンセクシュアル」ですね。「私は好きになったらその人だけ」、「モノアモリー」と言います。「私はいろんな人を同時に好きになるの」、「ポリアモリー」と言います。「私、全然セックスしたいと思わへんわ」、「A (エイ) セクシュアル」と言います。どれかが正常で他は異常とか、どれかが正しくて他は間違いではありません。すべてがバリエーションです。

さらに現在は、女／男を両端とする1本の線ではあらわしません。図2は「Genderbread Person v.2.1

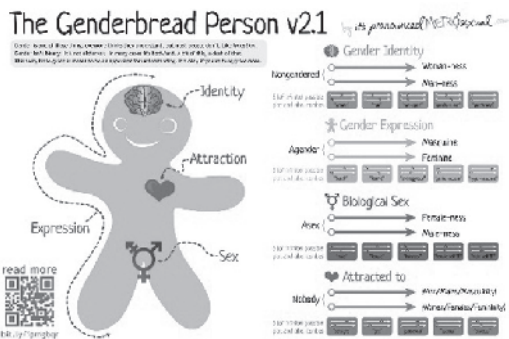


図2 genderbread person v.2.1

(<https://www.genderbread.org/resource/genderbread-person-v2-1>)

Person v.2.1」です。4つの要素それぞれに2本ずつ線があります。例えば、性自認を見るとNongenderedからWoman-nessとMan-nessの2本の線があります。例えば、Woman-nessが70%でMan-nessが10%だったら「自分のことを女とってはるんやな」とかね。社会的性を見るとAgenderからFeminineとMasculineの2本の線があります。つまり、女らしさ／男らしさですね。身体の性については、Asexから

Female-nessとMale-nessとなっています。そして、性的指向については、NobodyからMen／Males／MasculineとWomen／Females／Feminineとなっています。つまり、男好きであっても自分のことを男と認める人が好きなのか、肉体好きなのか、らしさ好きなのか、すべてが選択できます。

ここまで言うと、もしかしたら、「ちょっと複雑すぎるわ。もうちょっと簡単にならへんの？」と思われるかもしれません。それに対する答えは「すみません。なりません」です。なぜなら、セクシュアリティはとても複雑で、とても多様で、だからとても自由なんです。このセクシュアリティを簡単にしてしまうと、その自由さがなくなってしまうんです。だから、このとても複雑で多様で自由なセクシュアリティを、一切省略せずに、複雑なものを複雑なまま、それでもどうすればわかりやすく伝わるかを、世界中の人がこの瞬間もバージョンアップしています。Genderbread Personはどこかのえらい人が「こうすればいい」と思いつくったものではありません。これをネットにアップして世界中の人がディスカッションしながらつくっているのです。

2.2. 非典型的なセクシュアリティを持つ人の人数

次に、非典型的なセクシュアリティを持つ人の人数です。DSDsの人は100人にひとりから2500人にひとりと言われていて、大きな産婦人科では年間何人も生まれてくると言われています。ですから、ものすごく珍しいというわけではありません。けっこうたくさんおられます。好きになる相手のバリエーションについては、ものすごく多いです。さまざまな性行動の調査がされていて、けっこうばらつきがありますが、3%から10%と言われています。ということは、今日は40人ぐらいおられるので、間をとって今日ここに2人ぐらいおられるということになります。もちろん、誰ということを探しているわけではありません。ただその2人ぐらいの方に伝えたい言葉があります。それは「今日ここにいてくださってありがとう」という言葉です。なぜなら、その2人の方はどこかに固まって住んでおられるわけではありません。私たちと同じ空間を日々ともに生活をしているのです。ですから、どんな100人を切り取っても3人から10人いて当たり前なのです。逆に言うなら、今日ここにその2人の方がおられなかったら、ここはいて当たり前な人を排除して成り立つびつな空間だということです。つまり、その2人の方がおられるからここが当たり前の空間になるのです。つまり、「今日、ここを当たり前の空間にしてくさってありがとう」と思っているのです。100人のうちの3人から10人というのはそういう意味なのです。とてもとてもたくさんおられます。でも、なぜか会えない。それはまた後で言います。ちなみに、2015年に電通ダイバーシティラボが調査をして13人

にひとりという結果が大きく報道されました。あの調査そのものは信憑性が低いと言われてい
ます。が、1000歩誤ってあの調査の結果を使うなら、13人にひとりのほとんどは「好きになる
相手のバリエーション」ということとなります。トランスジェンダーはといいますと、ガクンと
人数が減ります。物の本には1000人にひとりと書いてあります。が、これについては正確な調
査がありません。最近では、100人に2人という人もいます。現在急増中です。

ちなみに、世間では「心の性別と体の性別が食い違ってる人って性同一性障害」と言われま
す。性同一性障害は、性自認と身体性の違和感のあり方が診断基準を満たす場合つけられる
精神疾病名です。ただし、国際的には性同一性障害という病名はなくなりました。現在国際的
には「出生時に割り当てられた性別と性自認／性役割／性表現が非同調的な人がいて、その人
が苦痛を感じた場合に性別違和／性別不合という疾病名を適用する」となっています。「出生
時に割り当てられた性別」とは、外性器の形状を参考に医者によって割り当てられた性別を意
味します。さらに、非同調的であることそのものは疾病ではなく、苦痛を感じている状態に
よって疾病と判断されるということです。そしてその苦痛は社会的に引き起こされることもあ
りうるということです。

ただし、いずれにしろ苦痛がある場合は病院に行きます。この人数はデータがあります。か
つては1万人と言われていましたが、現在は増えています。このデータは簡単に言えばカル
テの枚数です。現在カルテは3万枚くらいあると言われてはいますが、1人が複数病院に行っ
てることもあるので、だいたい2万5000人くらいいるだろうと言われてはいます。ただ、この人
数をパーセンテージにすると0.025%です。ですから、ほとんどいないということになります。

2.3. 非典型的なセクシュアリティを持つ人の呼び名

次に、非典型的なセクシュアリティを持つ人の呼び名です。かつてはセクシュアルマイノリ
ティと呼ばれてました。こう呼ばれる前は性的異常あるいは性的倒錯と言われていました。そ
れに対して、「この人たちは異常者や倒錯者ではなく、少数者なんだよ」と言ってくれました。
しかし、このような言い方をする人は多数者です。当事者の中から自分たちの名前は自分たち
で決めるという声が上がリ、そこで生まれたのがLGBTです。つまり、LGBTは単なる頭文字
の羅列ではないのです。そこにはプライドがあります。そしてもうひとつ、この4つを並べ
るのには主張が含まれています。先程言ったようにトランスジェンダーは極めて少数です。
従って、セクシュアルマイノリティというとTがないことになってしまいます。だから、あ
えてTを入れました。さらに、LGBの中でもいないことにされてしまう存在があります。そ
れはLです。なぜなら、レズビアンは女性だからです。だから、Lを先頭にしています。そう

いう主張が込められています。しかし性は多様です。その中から4つだけを取り出すことは他のものをないことにしてしまうことになります。そこで最近では、LGBTsとかLGBTQとかLGBTQ+とかさまざまな表現を使うようになっていきます。

ただ、どんどん長くなるのが悩みの種です。そこで、それぞれの存在の頭文字をとるのではなく、誰もが性自認や性的指向を持っているという意味で「SOGI」という言葉を使って「SOGIの多様性」という言い方をすることもあります。ただ、ここには社会的性が含まれていません。そこで「SOGIE」というふうにEをつけることもあります。また、身体の性別も含まれてません。そこで「SOGIESC」とすることもあります。これもどんどん長くなるのが悩みの種です。

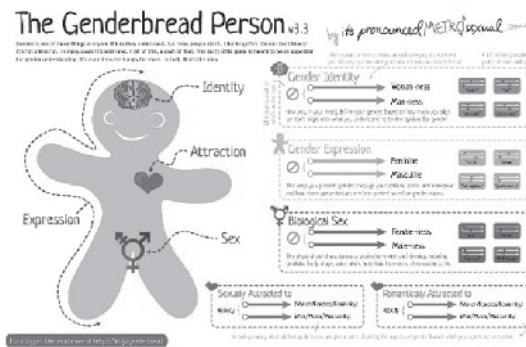


図3 genderbread person v.3.3

(<https://www.genderbread.org/resource/genderbread-person-v3-3>)

さらに最近では、「GSRM/GSRD」という言葉も出てきました。「Gender Sexuality Romantic Minority/Diversity」の頭文字です。ロマンティックとは何かと言いますと、性的指向が性的欲望を感じる対象であるのに対して、性的欲望とは異なる「恋愛感情」をあらわします。すると、Genderbread Personが3.3にバージョンアップされます(図3)。ここに「Romantically Attracted To」とあります。

これ、何をやってるのかと言いますと、従来は、性的欲望も恋愛感情も同じ「好き」でいいじゃないかと言ってました。しかし、セクシュアリティの世界では「ふたつは違うんだ」という声が上がったら、それを尊重します。そして、新しいカテゴリーをつくります。だからどんどん複雑になり、どんどん多様になるのです。だからこそ、どんどん自由になるのです。

現在、Genderbread Personはバージョン4です。バージョン4になって新しく加わったのは「sex assigned at birth」です。これが新たな要素となったということは、これも他のものとくいちがう場合があるということを示しています。が、これも2017年のことです。明日バージョンアップされるかもしれない。これがセクシュアリティの世界です。

3. LGBの抱える困難

とはいえ、やはり非典型的なセクシュアリティを持つ人はさまざまな困難に直面します。LGBとTではその困難のありようは違うので、分けて説明します。

まずは、LGBの困難です。ただし、私の専門分野はTで、こちらは専門ではありません。

なので、知っている範囲で説明することにします。

3.1. 社会的な困難

まずは、社会的な困難です。これは「偏見によりカミングアウトが困難である」ということです。カミングアウトが困難になるとどうなるかという「不可視化」されます。つまり、いないことにされてしまうということです。いないことにされてしまうとどういうことが起きるか。

当事者にとっては「隣にいてもいない」ということが起こります。知識としては「同じクラスにもうひとりいる」ということは知っています。でも、誰がそうかわからなければ、いないも同然です。例えばクラス40人の中のひとりならまだマシです。全校生徒1000人の中で自分ひとりという孤立感は厳しいものがあると思います。それからもうひとつ、ロールモデルがないということもあげられます。ある若いゲイの友だちがこんなことを話してくれました。「異性愛者の場合は山のようにロールモデルがいる。まずは自分の親、そして近所の人、テレビの中、小説の中、教科書の中にもいる。でも自分にはいない。80歳のゲイは絶対いる。でもその人がカミングアウトしてないから、どんな生活してるかわからない。誰かパートナーと暮らしているのか、あるいはどんな人から介護を受けているのか、どんな施設に入っているのか、もっと言うならどれくらいのお金を持っていないと生活できないのか。そういう情報が一切ない」。つまり、将来の自分の姿が描けないということです。

では当事者でない人にとってはどんなことがあるでしょう。それは「いないと思ってしまう」ということです。例えば、日常会話の中で好きな人のタイプの話になったとします。同性愛者の人は本当は同性が好きだけど、カミングアウトが困難なので、それを異性に置き換えて話をしたりします。すると、それを聞いた異性愛者の人は、自分のまわりには同性愛者はいないと感じてしまいます。そんな社会はますますカミングアウトが困難になります。そして、ますます不可視化されます。それが行き着くところはどこか。ヘイトクライムです。憎悪殺人とも言われます。

例えば、アメリカではハーヴェイ・ミルクという方がおられました。1977年、全米で初めてゲイであることをカミングアウトされ、サンフランシスコ市議に立候補され当選されました。その翌年、1978年にサンフランシスコ市庁舎内でピストルで射殺されました。1998年にはマシュー・シェパードという大学生が殺されました。日本でも2000年に「新木場殺人事件」と呼ばれる事件がありました。先程言ったように、同性愛者の人は隣にいてもわかりません。ですから、同じような人が集まる場所をつくっていたのです。新木場もそういう場所でした。ここで当時「ホモ狩り」というのがあったのです。これをやった人たちはここで暴行しても、絶対

に訴えられないと思っていたのです。なぜか。暴行されます。警察に行きます。「どこでされましたか」「新木場で」と答えた瞬間にゲイとわかります。だから絶対に訴えられないと思って暴行におよび、その結果、殺されてしまいました。自分の事が言えないということはそういうことなのです。

それに対して可視化させる運動があります。例えば、1969年ニューヨークのカストロストリートにある「ストーンウォールイン」という非合法の飲み屋で、さんざん抑圧されてきたLGBTの人たちが反乱を起こしました。この反乱は3日間続きました。「もう自分たちは黙らない。泣き寝入りしない」と考えたのです。この反乱は、アメリカのLGBTの運動を大きく変えたひとつの出来事でした。そしてその10年後、ハーヴェイ・ミルクさんが「カミングアウトしよう」と訴えて当選されました。そして今、日本においてもレズビアンやゲイであることをカミングアウトした国会議員が誕生しています。

日本においても1970年代に東郷健という方がゲイであることをカミングアウトして公職に立候補されています。また、「府中青年の家裁判」というのがあります。1990年、東京にあるアカーという同性愛者のグループが、府中青年の家で合宿をしました。夜の利用者ミーティングで、自分たちの活動を紹介したところ、その直後からキリスト教団体や少年サッカー団から嫌がらせを受けました。さらに、再度青年の家を利用しようとしたところ、利用拒否にあいました。理由は、青年の家は男女が同室に宿泊することを認めていないということでした。つまり、同性愛者が同室で宿泊すると秩序が乱れるということだったのです。完全な言いがかりでした。これに対して、アカーの人たちは泣き寝入りするか訴えるか悩んだ結果、東京都教育委員会を相手に裁判を起こしました。そして、1審2審ともにアカーが勝ちました。1997年、2審の裁判官は、「都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである」としました。泣き寝入りしないということが、このような画期的な判決を生み出したのです。

そして現在は、たくさんの方が可視化させる運動に参加しています。それがパレードです。パレードで振られるレインボーフラッグは、単に性の多様性をあらわしているのではなく、「わたしたちはここにいる！」という主張をあらわしているのです。

3.2. 法的な困難

次に、法的な側面をお話します。

法的には異性間で結婚している人々が与えられる権利が一切ないということです。この「一切ない」ということはとてもわかりにくいです。なぜなら、結婚時に与えられる諸権利は、ひとつひとつチョイスするものではなく、婚姻届を出すと同時にすべてが付与されるからです。結婚時に与えられる権利の中に「緊急医療時の各種決定」というものがあります。例えば、輸血の際は親族の同意が求められます。婚姻関係にあれば、自動的に親族と認められ、同意書にハンコを押すことができます。しかし、同性パートナーの場合、親族と認められません。すると、ハンコを押せないどころか、ハンコ押す紙をもらえないどころか、インフォームドコンセントの部屋にすら入れてもらえません。そして、「親族を連れて来い」と言われてしまうのです。さすがにこれはまずいだろうということで、最近では同性パートナーを認める病院も増えてきました。しかし、点ではだめです。なぜなら、救急搬送される病院は選べないからです。搬送された病院がたまたまOKならばいいですが、たまたまダメならばということです。つまり、点ではなく、面でないとダメということです。

このひとつの解決策が、現在あちこちで制定されている「同性パートナー制度」です。この制度の存在は確かに大きいです。例えば、先程の緊急医療時の問題もパートナーとして認められていればクリアできます。また、パートナーであることを公的に認められるということが、当事者のメンタル面にも大きな影響を与えます。しかしこれも点ではダメです。例えば、札幌市には制度がありますが、小樽市にはありません。すると、札幌市で認められていても、仕事の関係で小樽市に引っ越せば再び認められないことになります。つまり、全国どこにいても制度があるということが大切です。

では同性婚が認められればそれでいいかという、そういうわけではありません。というのは、結婚制度そのものにも問題があるからです。日本の結婚制度は、例えば子どもの認知や再婚許可期間の男女差といったところに見られるように、基本的には女性に不利な制度です。さらに、婚姻届を出すのは簡単ですが、離婚は非常に難しい。例えば、離婚時の財産の分配が非常に困難です。なぜなら、結婚したふたりを社会的にひとつにみなしてしまうような制度だからです。例えばフランスには、同性であれ異性であれ婚姻状態と同等の権利が付与されるPACS法というのがあります。また、Aセクシュアルの人は多くは結婚したいと思いません。ところが、日本の制度は家族を単位に社会を構成する制度設計なってるために、シングル単位で生きるのはとてもめんどくさいです。また、ポリアモリーの人のようにたくさんの人で家族を構成したい場合、そのうちの特定の人とカップルをつくらないと権利が付与されないというのは困ります。何が言いたいかという、多様なパートナーシップに対応できるような制度が必要だということです。

3.3. L/G/Bそれぞれの困難

さらに、レズビアンとゲイとバイセクシュアルでも困難が異なります。レズビアンの場合、女性の抱える困難がそのままレズビアンの困難になります。例えば、経済的な自立が非常に困難である。あるいは、性暴力被害の問題もあります。ゲイの場合、これらの困難はありませんが、ホモソーシャルなこの社会において、男性同性愛者への偏見は非常に強いものがあります。例えば、女の子同士が手をつないでいたら「仲がいいね」で終わりますが、男の子同士の場合「ホモ」となります。このような社会は、当然生きにくいです。そのため、男性同性愛者のセルフエスティームの低さや、それに起因する自殺念慮の高さが指摘されています。バイセクシュアルの場合、その存在そのものへの無知があります。バイセクシュアルの人にとっては異性愛者も同性愛者も相手の性別が好きになるキーであるという意味では同じです。しかし、このような存在がなかなか理解されなくて、好きになった人がたまたま異性だった場合、同性愛者からバッシングを受けたりすることもあります。

何が言いたいかって言うと、LGBもまた、ひとくくりにはできないということです。

4. Tの困難

次に、トランスジェンダーの困難に移ります。トランスジェンダーの場合、性別違和に気がついた時、選択肢はふたつしかありません。ひとつは性別を変えること、もうひとつは性別違和を抱えたまま出生時に割り当てられた性別で生き続けることです。もちろん、多くの人は性別を変えることを選択します。ですから、ここでは性別を変える困難についてお話しします。

4.1. 医療的な側面

まずは医療的な側面です。医療施設の偏在と少なさ、そして高額であることがあげられます。関西や関東にはたくさん医療施設がありますが、九州には各県ひとつあるかどうかです。それも必ずしも大学病院などの大きな施設だけではなく、個人でがんばっておられるようなケースもあります。中国地方には、岡山と島根くらいしかありません。四国にはありません。北海道は札幌にありますが、とても北海道全体をカバーできるようなものではありません。そしてあの広い東北にはひとつもありません。これが偏在の意味です。

少なさとはどういうことかということ、ようやく医療施設を見つけました、やっとの思いで電話しました。すると「新患の方ですね。では半年待ちで」これが少なさの意味です。

医療費については、最近では手術療法については保険適用がされるようになりました。しか

し保険適用がされる病院は全国で3つだけです。さらに、保険適用されるにはホルモン療法をしていないという条件があり、すでにホルモン療法をしてる人は適用されません。またホルモン療法は保険適用外です。ところが、手術をするとホルモンは必要になります。なぜなら、手術すると性ホルモンが出なくなるからです。つまり、20歳で手術をしたら、その瞬間から更年期がはじまるということです。手術は1回すれば終わりますが、ホルモンは生涯にわたって必要になります。したがって、それなりの金額になります。

4.2. 社会的な側面

次に、社会的な側面です。まず、性別移行に医療は必要かという問題があります。というのは、医療行為は原則的には身体の形を変えるためのものだからです。しかし、最初に話したように、私たちは社会的な人間関係は身体の性ではなく、社会的性を用いています。つまり、性別移行のために身体の性を変えることは必ずしも必要であるわけではないのです。そしてもうひとつは、性別移行の現実を知らないがゆえの偏見です。それが最も顕著な形であらわれているのが、近年ネット上で顕在化している女性専用スペースからトランス女性を排除しようとする動きです。これは簡単に言うと、性自認が男性で女性の格好してる人とトランス女性は見分けがつかないので、性暴力防止のために女性専用スペースからは一括して排除するというものです。しかし、よく考えてみればわかることなのですが、性暴力をするためにトランス女性が女性専用スペースに入ることは考えられません。なぜなら、ことを荒立てることを一番避けたいのは、他ならぬトランス女性自身だからです。あるいは、自らの身体を一番見られたくないのも、他ならぬトランス女性自身だからです。

このような問題のひとつの解決策が、2003年に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」です。以下「特例法」と省略します。確かにこの法律で救われた当事者はたくさんいます。しかし、この法律も功罪があります。この法律の適用を受けるためには5つの要件をクリアしなければなりません。その要件を順番に見ていきましょう。

「1、20歳以上であること」。つまり、学齢期の子には適用されません。子どもだから仕方がないと考えられるかもしれませんが、ノルウェーでは6歳から性別変更できます。したがって、ノルウェーの子どもたちは、学校に入学する前に性別変更してしまえば、何の問題もなく学校生活が送れます。つまり、日本の常識が世界の常識ではないということです。

「2、現に婚姻をしていないこと」。結婚している片方が人が性別変更すると同性婚の状態になります。だからダメということです。これは、同性婚を認めませんという意味のあらわれです。したがって、結婚してる人は離婚を強要されます。これは日本のある法律に違反してい

ます。日本国憲法第24条です。そこには「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し」とあります。離婚は強要されるものではありません。

「3、現に未成年の子がいないこと」。この要件はかつては「現に子がいないこと」でした。「子がいない」の意味は子どもの戸籍がないことでした。つまり、子どもがいる当事者は、子どもが死なないと性別変更ができないということでした。この要件を知ったある当事者は、死を選びました。特例法ができた時、朝日新聞の社説に「ある日、お父さんがお母さんにならなったら子どもがかわいそう。子どもの福祉を考えるならやむを得ない」と書いてありました。しかし、性別はある日突然変わるものではありません。子どもと長い時間を過ごす中でネゴシエーションし、子どもの同意の下で変わるのです。そうして変わった結果、見た目がお母さんで書類が男性という状態で子どもを養育するのと、そのふたつが一致している状態で子どもを養育するのと、どちらが子どもの福祉かということです。その後、「未成年の子」になりましたが、結局、子どもがいる当事者は、子どもが20歳になるまで性別違和を抱えたまま出生時に割り当てられた性別で生き続けなさいということの意味します。やはりひどい要件だと思います。

「4、生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」。簡単に言うならば子どもをつくったりつくらせたりする能力がなくなっているということです。この要件は、「リプロダクティブライツ／ヘルス」、つまり性と生殖の健康と権利という、世界中の女性たちが認めさせてきた権利を真っ向から否定するものです。もちろん、みずから望んでそのような状態になることはかまいませんが、法律の要件として書かれていることに問題があるのです。

そして最後が「5、その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」。つまり手術を受けていることです。これも人権侵害です。2014年にWHOをはじめとする国際機関が「Eliminating forced, coercive and otherwise involuntary sterilization (強制・強要された、または不本意な断種手術の廃絶を求める共同声明)」というものをしました。日本においては、かつて断種手術は障害者やハンセン病者に対して優性保護法のもと行われていました。しかし、優性保護法が母体保護法に変わり、らい予防法がなくなる中、こうした断種手術は行われなくなりました。当時、断種手術を強制された人々が国を相手に裁判をしています。現在、断種手術が記載された法律は特例法だけです。もちろん、望んで手術を受けるのは自由です。それそのものを批判するつもりはありません。しかし、これも法律に要件として記載されていることが問題なのです。これで5つの要件をすべて批判しました。

さらに、この法律の存在そのものにも功罪があります。それは、「法律の適用を受けなければよし」という社会をつくってしまうということです。つまり、「あなたが権利がほしければ法律の適用を受けなさい。あなたが法律の適用を受けなければ、それは自己責任です」という社

会をつくってしまうのです。

4.3. トランスジェンダーの主張

そもそも、誰が性別を決めるのでしょうか。それは医者なのか。あるいは社会なのか。「私の性別は、他ならない私が一番よく知っている」「私の性別は私が決める」。これがトランスジェンダーの根本的な主張です。先程、好きになる相手の性別を考える時の基準を性自認に置くと言ったのは、このことをあらわしています。

従来、男性から女性に性別変更する人のことを「MTF (Male to Female)」、反対の人「FTM (Female to Male)」と呼んできました。しかし現在は、前者を「Trans Woman(トランス女性)」、後者を「Trans Man (トランス男性)」と呼びます。名称の変更は、単に呼び方を変えるということではなく、パラダイムの変換を意味します。Male/Femaleは身体の性をあらわす言葉です。それに対してWoman/Manは性自認をあらわす言葉です。つまり、従来は身体の性を中心に考えていた性別を、性自認を中心に考えるという変化を意味するのです。また、例えばMTFであれば、男から女に性別移行している、あるいは現在女だが元男というニュアンスになってしまいます。しかし、トランス女性という言い方には元男というニュアンスがありません。あくまでも女性だけど、身体の性との関係がTrans(反対側)であるということになります。性自認を中心に考えるということは、このようなパラダイムの変換を意味するということです。

現在、LGBTという言葉がポピュラーになるにつれて、従来、性同一性障害と言っていたものがトランスジェンダーへとシームレスに変更されてるようです。が、この言葉の変化も同様にパラダイムの変換をあらわしています。ちなみに、大阪府立大学の東優子さんは「性同一性障害とトランスジェンダーは水と油の関係だ」(東 2016: 14)とさえ言っておられます。このふたつの言葉を障害学の文脈で述べるならば、性同一性障害は医学モデルをとると言えます。つまり、性同一性障害の困難は身体の性と性自認の違和にあり、身体の性の形を変え書類を整えれば困難は解決するというものです。それに対し、トランスジェンダーは社会モデルをとると言えます。つまり、トランスジェンダーの困難はシスジェンダー(性別違和がない人)向けにできているこの社会のありようにあるということです。

5. トランスジェンダー生徒を題材に

5.1. 交流会は出会いの場

ここで私の専門であるトランスジェンダーの子どもたちを題材にして考えます。

トランスジェンダーの子どもたちは何人ぐらいいるでしょう。文科省の学校基本調査によると、近畿2府5県の小中高すべての生徒の総数は約250万人です。つまり、1万人にひとりと考えたと250人、1万人に3人と考えても1000人もいません。実はとても少数なんです。しかし、トランスジェンダーの子どもたちは、制服やトイレ・更衣室をはじめとして、日常生活のありとあらゆるところに壁の存在を感じています。私はそんな子らを集めて交流会をしようと思いました。

交流会の活動をする中で感じたことは、交流会は「出会いの場所」だということです。子どもたちは、日常生活を送っている限り同じトランスジェンダーの子どもと出会うことはほとんどありません。しかし、交流会に来れば同年代の子どもたちと出会えます。そして、自分たちの悩みを語り合うことができます。それだけではありません。交流会には卒業生たちも来てくれます。そんな卒業生たちは、子どもたちにとってのロールモデルとも言うことができます。そんなロールモデルの存在は子どもたちにとっての希望でもあるのです。もともと交流会は、トランスジェンダーの子どもたちに参加を限定してました。しかし現在は、保護者や教員あるいは医療関係者・スクールカウンセラーなど、たくさんの大人も参加しています。子どもたちは社会の厳しさを知っています。しかし、たくさんの大人が自分たちの活動を支えてくれることを知ることで社会への信頼をとりもどします。交流会ではたくさんの仲間と出会えます。しかし子どもたちが日常生活の場に帰ると、それぞれの地域や学校でたったひとりしかいない存在です。そのたったひとりの力でまわりの友だちや大人たちを変えていく、その元気を交流会で得ているのです。

5.2. 文部科学省の通知をめぐって

文部科学省は、2010年からさまざまにとりくみをしています。まず2010年に「児童生徒がかかえる問題に対する教育相談の徹底について」を出し、トランスジェンダーの子どもたちの相談に応じることを求めました。さらに2013年1月に全国の小中高に対する悉皆調査を行い、在籍数の把握と対応事例の収集を行いました。2014年6月にその調査報告書が公開され、「全国に606人」と大きく報道されました。2015年には「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が出され、単に相談にのるだけでなく、対応することを求めました。この通知の中には、2014年調査で得た対応事例が掲載されています。それが図4になります。さらに2016年には「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（教職員向け）」という研修資料を全国の小中校に対して配布しました。

このように文部科学省は足かけ7年間さまざまにとりくみをしてきました。では、このとりくみを世界はどう見ているのでしょうか。Human Rights Watchという、世界各国の人権の状態を監視する国際NGOがあります。ここが2015年に日本の学校におけるLGBTの人権の状態

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。 自認する性別として名簿上扱う。
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

図4 学校における支援の事例

を調査しにきました。2016年にその調査報告書が公開されました。タイトルは『出る杭は打たれる』です。この調査報告書はトランスジェンダーに特化したものではなく、LGBT全体について述べたものです。が、トランス

ジェンダーの子どもたちについて多く言及し、もちろん文部科学省の通知についても述べられています。そこには以下のような文言があります。

2015年に文部科学省が発表した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」では、子どもに対する精神障害の診断が学校へのインクルージョンの手順として重視されるとともに、医療機関がジェンダーとセクシュアリティに関する主要な情報源として重んじられている。

この通知は教員がトランスジェンダーの子ども・生徒の経験への理解を促進することを促し、「性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し」生徒の服装や髪型などを認めるよう助言しているが、その内容はまだ不十分で、子どもに悪影響を及ぼす可能性さえはらむものだ。この通知は残念ながら、2003年の性同一性障害者特例法のトランスジェンダーに関する病理的かつ差別的なモデルに依拠している (HRW 2016: 61)。

Human Rights Watchは文部科学省のとりくみを「悪影響を及ぼす可能性がある」とし、その根拠を「病理的かつ差別的」としているのです。一体どういうことでしょうか。それは簡単です。再び図4を見てください。例えば、「髪型」という項目に対する支援の事例として「標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)」となっています。私の勤務校では、髪の色に対する校則はありますが、長さについての規定はありません。したがって、私の勤務校ではこの支援は必要ないのです。つまり、文部科学省は「制度そのものを変えず、あくまでも個別対応をすればよい」としているのです。まさに文部科学省の対応は、医学モデルであるといえるでしょう。

では、医学モデルによって支援された子どもはどのような生き方を身につけるのでしょうか。

現在、トランスジェンダーの子どもが在籍していることがわかった時、多くの学校では教職員研修を行います。その講師は、医療関係者だったりします。そこで学ぶことは「性同一性障害の理解と対応」といった内容になります。この内容を子どもに適用することになります。つまり、トランスジェンダーの子どもは、病気であることを理由とし、その病気への理解と配慮によって、困難に対する支援を受けるという生き方を身につけてしまうのです。言い換えるなら、みずからを権利の主体として生きる生き方を奪われてしまうのです。だからこそ、Human Rights Watchは「悪影響を及ぼす」と述べているのです。

5.3. 学校そのものを問う

子どもたちは何に困っているのでしょうか。例えば制服を事例にしてみましょう。私は10人のトランスジェンダーの若者たちに学校生活についてのインタビューを行い、それをもとに「トランスジェンダー生徒の学校経験」という論文を書きました。このインタビューの中で制服について非常におもしろいデータがとれました。制服があるとこんな感じです。「学ランとか制服でわかれると、一気に男女ってなるんですよ、中学から。小学校のときに仲よかった女友だちも、ちょっと疎遠になっちゃって」。では制服がなければどんな感じでしょう。「途中から女の子のグループに混ざるようになったから、学校で公式にわけられるところ以外、普通の学校生活の中ではわたしずっと女の子のグループに」。いかがでしょうか。

学校の中のジェンダーについては、教育社会学に豊富な研究があります。例えば大阪大学の木村涼子さんは『学校文化とジェンダー』という本の中で、「学校教育にはジェンダーおよび不平等なジェンダー・リレイションを再生産する機能がある」とした上で、以下のように述べておられます。

現代日本の学校教育をジェンダーの観点から学校段階ごとに概観すると、次のような流れに整理することができる。まず、幼児教育段階ではカテゴリーによる性別分離の基礎が築かれ、小学校では幼児教育段階の性別カテゴリーを引き継ぎつつも、男女均質化の原則が強く支配する。しかし、中学校に進学する段階で、性別の差異を強調する文化が思春期という子どもの発達段階ともあいまって展開される。高校段階では、中学校において生じた性別分化のプロセスが学校・学科選択によって本格的に展開し、さらに卒業時点での高等教育機関への進学の有無と進学先の選択によって、最終的な性別分化が完成する。(木村 1999: 27-28)

このように、学校という制度は、意識的か否かは別として、保育園・幼稚園からはじまり高

校に至るまで、さまざまなしくみを用いて子どもたちをふたつの性別にわたる機能を担っているのです。制服もそのしくみのうちのひとつです。では、制服というしくみはトランスジェンダーの子どもにどのような影響を与えるのでしょうか。私たちは、「望まない性別の服を着なければならない」と考えがちです。しかし、制服は性別をあらわすアイコンなのです。子どもたちは、そのアイコンに従ってふたつのグループに分かれるのです。したがって、トランスジェンダーの子どもたちはみずからのアイデンティティとは異なる性別グループにカテゴライズされるとともに、みずからが所属したいグループとは異なるグループに入ることを強制されます。だから、「制服がしんどい」と言うのです。

ではなぜ、学校はふたつの性別カテゴリーにわたるのでしょうか。その答えは学校の中には強固な「異性愛規範」があるからです。

このような中、トランスジェンダーの子どもたちは、みずからがやりたい性別と学校の性別分化の狭間で「ジェンダー葛藤」を起こしているというのが私の主張です。そして、このような社会の問題は、社会的に解決策を見つける必要があるのです。

そこで求められるのは普遍性です。では普遍性とはいったいなんでしょう。それは、「個別の課題解決のために枠組み全体を変える」ということです。しかしこれは言うのは簡単ですが、実際にはとても難しい。この言葉を言うたびに、誰か先人がこれを言っていないかと、ずっと探していました。そして見つけました。それは、「水平社宣言」でした。水平社宣言には、こんな一文があります。

そしてこれ等の人間を勤るかの如き運動は、かえって多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

つまり、配慮することは「勤る」ことだということです。そしてそれは多くの兄弟を墮落させた。まさにHuman Rights Watchがいう悪影響を及ぼすということです。では普遍とは何か。それは、「人間を尊敬することだ」と1922年にすでに言っている。私たちはもう一度この水平社宣言の原点にもどらないといけないと思います。

6. おわりに

いろんなこと言ってきました。では、なぜLGBTと呼ばれる人がいるのでしょうか。世間では

脳科学の研究などが進み、例えば性別違和の原因を調べようとしています。しかし、原因がわかったとして、それを治療してしまうとその人がその人ではなくなってしまいます。この「なぜ」という問いについては、すでにハワイ大学のミルトン・ダイヤモンドという方が答えを言っています。ダイヤモンドさんはこう言います。「自然は多様性を好む」。多様な人がいること、それこそが自然で当たり前のことなんです。ああ、金子みすずの「みんな違ってみんないい」か。すみません。少し違います。ダイヤモンドさんの言葉はこれで終わりません。「自然は多様性を好む。しかし、社会はそれを嫌う」。

多様性とは、普通の私たちがいて、どこかに多様な人がいるというわけではありません。ここにいる私たちひとりひとりが私たちひとりひとりの色をもってパレットの上に存在している。これが多様性です。では「社会はそれを嫌う」とはどういうことか。それは、多様なはずのわたしたちを特定の特徴でもって線引きし、分け隔て、そこに格差をつける。これが「社会はそれを嫌う」です。あるいは2016年に相模原で起こった19人の尊い命が奪われたあの事件です。あの人たちは「この社会の役に立たない」といって殺されました。でも、残った社会はやはり多様な人々があります。そこから、例えば特定の人を「生産性がない」といって排除したり、何かの理由で隔離したり。そうやって排除と隔離と抹殺を繰り返して、最後に誰が残るのか。そんな社会がいいのか。多様な人がともに生きる社会をつくることはとても困難なことです。例えば授業をしていて、「あの子が休んでくれたら」と思うことはありませんか。私はあります。それでも、その困難を乗り越えて多様な人が生きる社会を目指すのか。今そのわかれ道からすでに一步踏み出しているような気がします。もう一度その一步をもどして、困難だけどもともに生きる社会へと一步踏み出し直す必要があるような気がします。

では最後に、国連がどんな事を言ってるかを紹介します。

性的指向と性自認はセンシティブな問題という人もいます。確かに私の世代の多くはその問題を議論しながら育っておりません。しかし私は声をあげるようになりました。生命が脅かされているから。そして国連憲章と世界人権宣言における私たちの義務であるからです。人権を守ること、どこかの誰の権利でも。レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーを理由に暴力や差別を受ける現実があります。職場・学校・病院で広く偏見がはびこっています。ひどい暴力、性暴力にもさらされています。投獄・拷問・殺害まで起きています。レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの人々に伝えたい。

あなたたちはひとりではありません。

暴力と差別の終焉に向けた闘いは私たちの闘いでもあります。私は今、あなたたちともにあります。そしてともにあらんと、すべての国と人々に求めます。歴史的な転換が進行中です。暴力に立ち向かい、同意のある同性間の性的関係の合法化、差別撤廃、教育にとりくまなければなりません。実現へ向けて、人権理事会と善意あるすべての人々に期待します。

時は来たれり。

これは2012年に当時の国連事務総長の潘基文さんが行ったスピーチです。

国連は、もちろんLGBTのことは人権問題とわかっていました。しかし国連加盟国の中にはゲイであることが理由で死刑になる国があります。そうした国に遠慮して、人権問題と言えませんでした。しかし2012年、とうとう言いました。その時、それらの国は会議場を出てきました。めでたしめでたしか。違います。国連は2016年に「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議をしようとしていました。その時、世界中に署名がまわりました。負けるかもしれなかったのです。私のところにもfacebook経由でまわってきました。私はすぐトランスジェンダー生徒交流会の名前で署名をしました。それから数日後、もう1回メールが来ました。内容は「僅差で勝った」でした。賛成23票、反対18票、棄権6票でした。棄権票が反対票に乗っていれば負けていました。しかし、この6票の国は、さすがに反対できなかったのです。これが世界の状況です。

今世界はわかれ道です。実は、私はワクワクしています。なぜなら、私たちが今世界を変えられるからです。私たちは、ひとりひとりが1票を持っています。その1票は私たちの日々の発言や行動によって決まります。私は私が持つ1票を、絶対に棄権票が賛成票へとまわる。あるいは、反対票が賛成票へとまわる。そのために使ってきたと思っています。そしてできれば、みなさんもみなさんがお持ちの1票をそのために使っていただけるとうれしいなと思います。

ということで、とても長い話でしたが、以上で私の話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

文献

土肥いつき, 2015, 「トランスジェンダー生徒の学校経験」『教育社会学研究』97: 47-66.

土肥いつき, 2019, 「トランスジェンダーによる性別変更をめぐる日常実践」『社会学評論』70(2): 109-127.

東優子, 2016, 「LGBT の人権と医療」『精神科治療学』31(8) : 11-16.

Human Rights watch, 2016, 「出る杭は打たれる」, (2016年5月6日取得, https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/japan0516_japanesemanga_web.pdf).

井田真木子, 1997, 『もうひとつの青春 - 同性愛者たち』文春文庫.

木村涼子, 1999, 『学校文化とジェンダー』勁草書房.

セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク編, 2012, 『セクシュアルマイノリティ 第3版』明石書店.